

2023年1月20日

各 位

会社名 川上塗料株式会社  
代表者名 代表取締役社長 村田 泰通  
(コード番号：4616)  
問合せ先 取締役経理本部長 松下田佳子  
(TEL：06-6421-6325)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年2月17日開催予定の第108回定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

##### ①会社法の一部改正

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う経過措置等に関する附則を設けるものであります。

##### ②取締役の任期の変更

取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役又は退任した取締役の任期の満了すべき時まで</u>とする。</p>	<p>(任 期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了する時まで</u>とする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(附 則)</p> <p>1. 定款第 14 条 (電子提供措置等) の規定にかかわらず、<u>2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) はなお効力を有する。</u></p> <p>2. <u>本附則は、前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2023年2月17日
定款変更の効力発生日	2023年2月17日

以 上